

## 重田園江著

『社会契約論—ホップズ、ヒューム、ルソー、ロールズ』  
(ちくま新書、2013年)

奥田太郎

本書は、新書という媒体を通じた重田渾身の思想史研究書である。新書前作でフーコーに注いでいた知的情熱が今度は（ロールズから反転して照らし出される）ルソーに向けられている。その文体は、著者の思考のリズムを生々しく伝え、時折その透徹した哲学的洞察の痕跡を垣間見せながら、知的な刺激に満ちた時間を読者に与える。今回もまた、社会契約論をめぐる、著者の重田とともに謎解きをしていくようなスリリングな筆致に圧倒されつつ読み進めることとなった。

本書で描き切られた一つ思想史的筋道に対して大きな異論はない。しかしながら、ヒュームの道徳哲学に重田が見たものとは別の可能性を見出す評者としては、ヒュームからルソー＝ロールズへと分岐する「特殊と一般」をめぐる重田の立論に対して疑義を提示してみたい。

重田は、ルソーの社会契約論における一般意志の問題を、原初状態と無知のヴェールというロールズの契約論的概念装置に重ねて、両者が、社会秩序の根幹にある一般性の次元を示してみせたことを高く評価する。重田によれば、個々の多様性や具体性といった「特殊」をどれほどつなげても「一般的なもの」には到達できない。(226頁) 一般性の次元とは、「多様性を、実生活と地続きの視点からではなく、それらをすべて遮断した場所から眺めることではじめて到り着く場所」(234頁)である。この「一般性の次元」とは、「自分のためと相手のため、あるいは自分のためと誰かのためとを区別できない視点」(266頁)であり、「自分を利する選択と社会的公正に配慮する選択との間に区別がない」(251頁)状態である。こうした一般性の次元において、自分が自分と契約することは、自分が全体と契約することと同義となり、そこでの理性的推論を通じて、社会的公正にかなうルールが発見されうる。こうした発見のプロセスを可能にするのが、ホップズからルソー、ロールズに至る社会契約論的思考である、と重田

は喝破する。そして、この社会契約論的思考こそが唯一、他者との間の途方もない断絶を含む多様性を有する社会において新たな秩序を生み出していく規範の源泉を提供しうる。これが、社会契約論に重田が見出したアクチュアリティである。

この一般性の次元そのものに対して理論的疑義を呈することも可能だが、ここでは、重田の言う一般性の次元を受け容れた上で議論を進めたい。重田も指摘する通り、ヒュームは、特殊あるいは個別的なものの積み重なりによって一般的なものが成り立つと考えている。問題は、なぜヒュームはそのように考えたのかである。実は重田は、この点について実に明晰な回答を提示している。「彼は原理的な説明の危うさを史実と経験によって埋める。他方で、経験に依拠するだけでは答えられない、秩序の正しさや存立根拠、服従の限界といった問いには、原理によって答えようとする。両者の往復をくり返すことで、ヒュームはいつの間にか、秩序の根拠とはじまりを問うことであらわになる根源的な不安定を消し去るのだ。」(131頁) こうしたヒュームのアプローチは、彼自身の知性に対する懐疑論的論究を一方の軸としてその道徳論を見れば、「秩序の根拠とはじまり」を理知的に問いつめることの根本的な不毛さと危険性への哲学的洞察を反映したものであることがわかる。ヒュームにおいて、一般への特殊の接続を可能にするのは習慣、すなわち、社会秩序を支える個別的・歴史的な時間性に他ならず、そこでは、原理上、特殊が一般に先立つ。重田の言うルソー＝ロールズにおける一般性の次元は、その意味で無時間的であり、それ自体として存立可能ではあるが、そこから特殊なものにいかにして届きうるのかが不明である。その回路がまったく自由に開かれているなら、一般性の次元は時に暴力的な仕方でも特殊なものを押し流す源にもなりうる。確かに、社会契約論は、「社会を変えたい」という思いに足場を与える概念的発明であろう。しかし、その発明は私たちにとって吉か凶か。ヒューム的な漸進主義に棹さす者にとってはさしあたり凶に限りなく近いと思われる。